

かごしま市 中小企業の ひろば



2022年10月 No.163

巻頭特集

～育児・介護休業法改正～

進めよう!仕事と育児の両立に向けた取り組み



この数字は
为什么呢?

答えは2ページへ >>>

女性

85.1%



マルニオン

厚生労働省
「令和3年度雇用均等基本調査」

男性

13.97%



ペビニオン



メガニオン

改正育児・介護休業法のポイントを知りたい!
事業主がしないといけないことって何?
そもそも何から始めればいいのか?

マグシティPRキャラクター
火山の妖精「マグニオン」

Contents

page 02 特集 進めよう!仕事と育児の両立に向けた取り組み

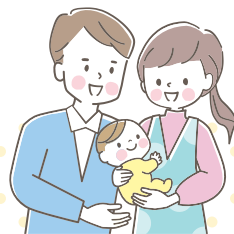
page 04 事業所の義務・お知らせ

page 06 創業支援・経営支援など

page 08 働き方改革・人材確保・人材育成など

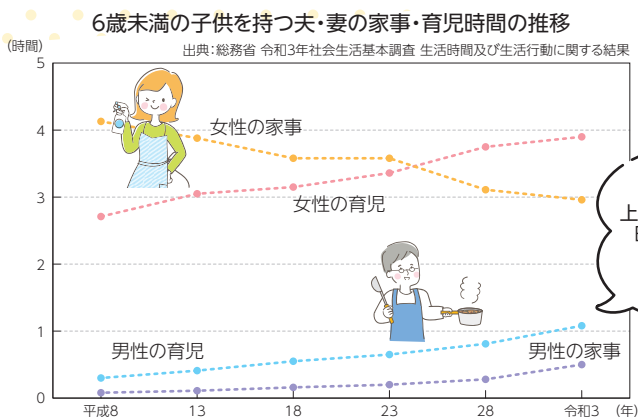
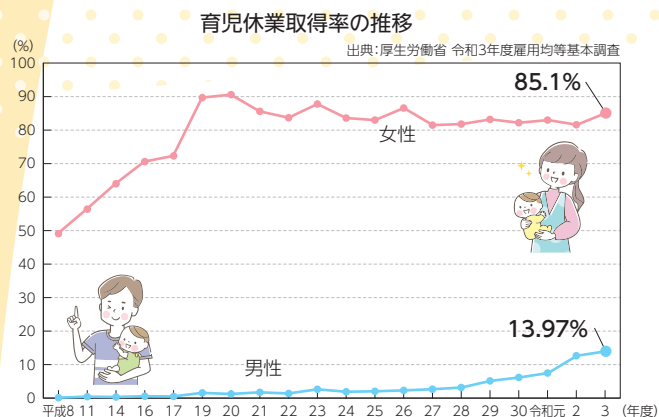
page 09 助成金・融資など

裏表紙 お知らせ



進めよう！ 仕事と育児の両立に向けた取り組み

改正育児・介護休業法が令和4年4月1日から段階的に施行されています。男女とも仕事と育児を両立できるように、企業には雇用環境整備や個別周知・意向確認の措置が義務づけられ、産後パパ育休(出生時育児休業)も創設されました。性別に関係なく育休を取得でき、取得後も働きやすい職場になるよう事業主が率先して制度を理解し、育休を取りやすい環境を整える必要があります。



男性の育児休業取得率は上昇傾向、家事・育児時間も増加傾向。しかし女性と比較すると圧倒的に低い。

表紙の答え：令和3年度育児休業取得率(女性85.1%、男性13.97%)



POINT 育児・介護休業法の改正のポイント

1 雇用環境整備、個別の通知・意向確認の措置の義務化(令和4年4月1日施行)

育休の申出がスムーズに行われるようにするため、事業者は以下のいずれかの措置(複数が望ましい)を講じる必要があります。

- 育休に関する研修の実施
- 育休に関する相談体制の整備(相談窓口の設置)
- 育休取得の事例の収集・提供
- 育休制度と取得促進に関する事業主の方針の周知

※令和4年10月1日から、育休には、産後パパ育休を含みます。



2 有期雇用労働者の育児休業取得の緩和(令和4年4月1日施行)

【現行の条件】

- (1)引き続き雇用された期間が1年以上ある
- (2)1歳6ヶ月までの間に契約が満了することが明らかではない

【令和4年4月1日～】

- (1)の要件は撤廃し、1歳6ヶ月までの間に契約が満了することが明らかでなければ取得できる → 無期雇用労働者と同様の取り扱いに

※介護休業も(1)の要件は撤廃されました。



3 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設(令和4年10月1日施行)

- 子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
- 2回まで分割して取得可能(2回分まとめたの申出必要)
- 原則、休業の2週間前までに申出が必要

4 育児休業の分割取得(令和4年10月1日施行)

- 1歳までの育児休業は2回まで分割して取得可能(それぞれ取得の際に申出)
- 休業開始日の柔軟化(期間の途中で配偶者と交代して育休を開始できる)

例) 配偶者の休業の終了予定日の翌日以前の日を本人の育児休業開始予定日に設定する

■育児・介護休業法改正のご相談に関して……TEL 099-223-8239(鹿児島労働局 雇用環境・均等室)



事業主が具体的にすること、気をつけること

1 育児休業を取得しやすい職場環境づくり

- 管理職を中心に育休に関する研修を積極的に受ける
- 相談窓口は形式的に設けるのではなく、実質的な対応ができる窓口を設置する
- 自社の育休取得事例を収集し、事例を掲載した書類を配布するなど、労働者が閲覧できるようにする
- 提供する事例は特定の性別や職種、雇用形態に偏らせず、可能な限り多様な事例を収集・提供する
- 育休制度と取得促進に関する事業主の方針を記載したものを事業所内に掲載する

2 妊娠・出産(本人または配偶者)の申出をした従業員に対する個別の周知・意向確認

以下の全てを面談、書面交付、FAX、電子メール等で妊娠・出産の申出をした従業員に対して周知・意向確認する必要があります

- 育休に関する制度の内容
- 育休の申出先
- 育児休業給付に関すること
- 労働者が育休期間において負担すべき社会保険料の取り扱い

3 就業規則等の見直し・変更

- 有期雇用労働者の育休取得について、現行の就業規則に「引き続き雇用された期間が1年以上」と記載がある場合は削除する必要があります。ただし、引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可能です。
- 産後パパ育休の創設、育休制度の改正による就業規則の見直し・変更も必須
- 変更した就業規則は労働者への周知及び、常時10人以上の労働者を使用する事業者は、労働基準監督署への届出も必要

4 育児休業等を理由とする不利益取り扱いの禁止・ハラスメント防止

育休等の申出・取得を理由に、事業主が解雇・退職強要、正社員からパートへの契約変更等の不利益な取り扱いを行うことは禁止されています。今回の改正で妊娠・出産の申出をしたこと、産後パパ育休の申出・取得、産後パパ育休期間中の就業を申出・同意しなかったこと等を理由とする不利益な取り扱いも禁止されています。



何から始めたらいい?何が必要なの?

様々なサポート、
制度を活用しよう

1 専門家に相談する

就業規則の作成や改正、従業員の仕事と育児・介護の両立支援等で悩んでいる企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

問い合わせ・申請先

産業局産業振興部
雇用推進課
TEL 099-216-1325



2 男性の育児休業取得促進セミナーへの参加

厚生労働省が推進する「イクメンプロジェクト」では、男性の育休取得促進等の情報を発信するとともに、オンラインセミナーを開催しています。また、鹿児島県では男性の育児・介護休業取得促進セミナーを1・2月に開催予定です。(詳細は決まり次第、県ホームページに掲載)

イクメン
プロジェクト



3 両立支援に取り組む事業主への助成金を活用する

仕事と家庭生活が両立できる職場環境づくりのために、仕事と育児・介護の両立支援に取り組む事業者に対して、「両立支援等助成金」を支給しています。

両立支援等助成金



育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取組を行った中小事業主に支給。

出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

育児休業や育児目的休暇を男性労働者が取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得した中小事業主に支給。

問い合わせ・申請先

鹿児島労働局雇用環境・均等室
TEL 099-222-8446

4 ハローワークの求人者支援員によるサポートの活用

育休中の代替要員を確保したい企業に向けて、求職者が応募しやすい求人条件の設定に関するアドバイス、求職への応募の働きかけ等を行います。

Q&Aコーナー



Q1 産後パパ育休も育児休業給付金はあるの?

A1 産後パパ育休も対象です。休業中に就業日がある場合は、就業日数が最大10日(10日を超える場合は就業している時間数が80時間)以下である場合に給付の対象となります。なお、育児休業給付金は雇用保険から支給されます。

Q2 会社に規定がなければ取得させなくていい?

A2 従業員は取得要件を満たしていれば、会社に規定がない場合でも取得できます。男女問わず、子どもが1歳になるまでは育休を取得可能で、育児ができる配偶者(専業主婦(夫)など)がいる従業員でも原則取得できます。

鹿児島県の地域別最低賃金が時間額「853円」に改正されました

鹿児島県の地域別最低賃金が、令和4年10月6日から時間額「853円」に改正されました。

地域別最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。また、特定の産業の労働者と使用者に適用される特定（産業別）最低賃金は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。

問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室 TEL 099-223-8278
鹿児島労働基準監督署 TEL 099-214-9175

法人市民税のご案内

法人市民税は、市内に事務所・事業所等がある法人等に課税される税で、資本金等に応じて負担する均等割と法人の所得に応じて負担する法人税割があります。鹿児島市内に法人を設立したとき、または、事務所や事業所を設置したときは、「法人等設立（設置）申告書」の届出が必要です。

●納税義務者は、次のとおりです。

納税義務者	均等割	法人税割
(1)市内に事務所や事業所がある法人	○	○
(2)市内に寮・宿泊所等がある法人で事務所や事業所がないもの	○	
(3)市内に事務所や事業所がある公益法人等または法人でない社団等で、収益事業を行っているもの	○	○
(4)市内に事務所や事業所がある公益法人等で、収益事業を行わないもの	○	
(5)市内に事務所や事業所がある法人課税信託の受託者		○

※法人市民税は、事業年度が終了した後一定期間内に、その納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税額を納めることになっています。

問い合わせ先

鹿児島市役所 市民税課 諸税係
TEL 099-216-1172

鹿児島市ホームページより

法人市民税

検索

詳しくは
Check!



ご存じですか？事業所税

事業所税とは人口30万人以上の都市等で、都市環境の整備および改善に関する事業の費用に充てるための目的税です。一定規模を超える事業所または事務所等において事業を行う法人または個人は納税が義務づけられています。事業所税は建物の所有者ではなく、実際にそこで事業を行う法人や個人が納税義務者となります。

	資産割	従業者割
課税標準	市内の事業所用家屋の合計床面積 (㎡)	従業者給与総額 (円)
税 率	600円/㎡	0.25%
課税対象	市内の事業所用家屋の合計床面積が1,000㎡を超える事業所または事務所等	市内の合計従業者数が100人を超える事業所または事務所等

【申告・納付期限】法人：事業年度終了の日から2カ月以内

個人：翌年の3月15日

問い合わせ先

鹿児島市役所 市民税課 諸税係
TEL 099-216-1172

詳しくは
Check!



鹿児島市健康づくりパートナー登録募集 ～従業員の健康こそが、事業所の生産性向上のカギです！～

鹿児島市では、従業員や家族等の健康づくりに取り組む事業所を「健康づくりパートナー」として登録し、事業所と力をあわせて働く世代の健康づくりを推進する事業を行っています。

【登録の対象】市内に所在し、従業員及び家族の健康づくりに取り組む事業所

【登録の特典】・登録証・ステッカーの交付 ・健康に関する講演会の講師派遣

・健康づくりに関する最新の情報やイベント・研修などを案内 他

問い合わせ先

鹿児島市 保健政策課 健康づくり係
TEL 099-803-6861

詳しくは
Check!



お知らせ

マイナンバーカード出張申請受付を行っています!

鹿児島市では、市職員が企業や町内会等(概ね10名以上の取得希望者)を訪問して、顔写真撮影とマイナンバーカード申請のお手伝いをしています。カードはご自宅に郵送するため、市役所に行かずにカードを作成できます。

マイナンバーカードがあれば、コンビニ等で住民票や戸籍、印鑑登録証明、納税証明などを簡単に取得できます。

【カードを申請できる人】

鹿児島市に住民票がある人

【申請に必要な書類】

通知カード、本人確認書類等

申し込み
フォーム詳しくは
Check!

問い合わせ先

鹿児島市 市民課窓口第一係 マイナンバーカード出張申請受付担当
TEL 099-803-0482

お知らせ

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の猶予制度、被保険者資格証明書での受診について

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合、国民健康保険税の徴収猶予(原則1年間、猶予期間中の延滞金軽減又は免除)があります。また、国民健康保険の被保険者資格証明書をお持ちで発熱等のある方が、かかりつけ医等の身近な医療機関や受診・相談センターに電話相談を行い、県が指定する診療・検査医療機関を受診される場合は、資格証明書を提示することで、通常の被保険者証と同様の窓口負担割合(3割または2割)で受診可能です。

問い合わせ先

鹿児島市 国民健康保険課 納税係
TEL 099-216-1230 FAX 099-216-1200

お知らせ

鹿児島市 性の多様性理解促進のための企業向け講演会

性的少数者の人権問題など、性の多様性についての理解・促進を図るため、企業を対象とした講演会を開催します。

【日時】令和4年11月25日(金) 14時～15時30分

【会場】センテラス天文館(6階 センテラスホール)

【定員】先着100名(当日参加可能)

【申込方法】申し込みフォーム、往復はがき、FAXのいずれかでお申し込みください

問い合わせ先

鹿児島市 人権推進課
TEL 099-216-1232 FAX 099-216-1207 mail jinken@city.kagoshima.lg.jp

カラフルがごしま

申し込み
フォーム

お知らせ

県労働委員会委員による「労使間のトラブルに関する相談会」の開催

個々の労働者と使用者との間に生じた労働に関するトラブルの解決方法について、県労働委員会委員(弁護士・大学教授、労働組合役員、会社経営者等)が相談に応じます。どなたでもお気軽にご相談ください。

・10月 4日(火) 受付10時00分～15時30分 県労働委員会(県庁15階) ※電話相談可

・10月16日(日) 受付10時00分～15時30分 同上

・10月25日(火) 受付14時30分～16時30分 同上

【申込】 事前申込み不要(予約優先)

※新型コロナウイルスの感染状況により、開催方法等を変更する場合があります。

【相談事例】 解雇、雇止め、配置転換、賃下げ、パワハラ・嫌がらせなど

問い合わせ先

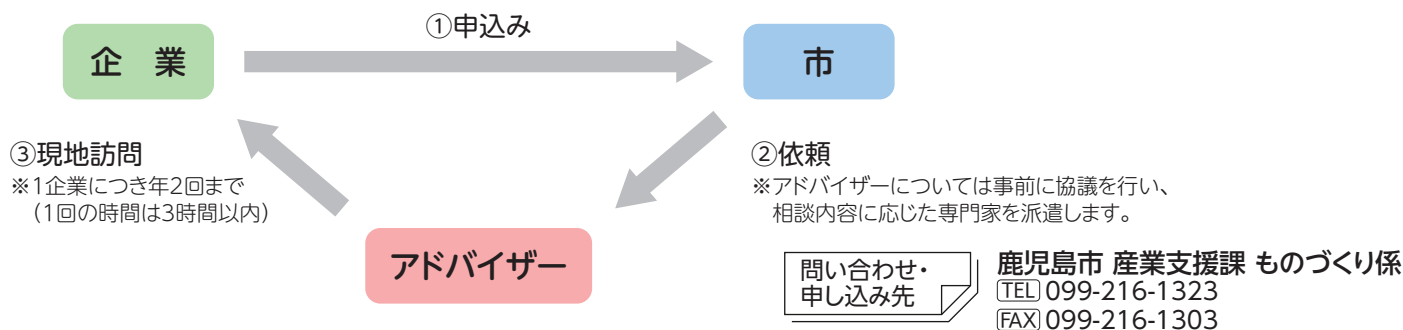
県労働委員会事務局(県庁15階)
TEL 099-286-3943 FAX 099-286-5653

お知らせ

鹿児島市製造業アドバイザー派遣制度のご案内

鹿児島市では、製造業者及び製造業グループを対象に、経営の改善や技術の高度化、新商品の開発、デザイン考案、販路開拓、ISOや特許の取得、インボイス制度などについて指導・助言を行う製造業アドバイザーを派遣しています。様々な分野に精通した経験豊富なアドバイザーが揃っています。どうぞお気軽にご利用いただき、企業の発展にお役立てください。

申込みからアドバイザー派遣までのながれ



お知らせ

中小企業のBCP策定やBCM構築を支援します

中小企業においては、災害などの緊急事態が発生したときに、損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための事業継続計画(BCP)を策定し、緊急事態に備えておくことが重要です。また、災害に強い体制を築くため、BCPの運用、見直しまでのマネジメントシステム(BCM)を構築することも効果的です。

鹿児島県では、公益財団法人かごしま産業支援センターと連携し、BCPやBCMに詳しい専門家を派遣する「専門家派遣事業」を実施しているほか、セミナーや補助金により、具体的なBCP策定を支援しています。

詳しくは鹿児島県ホームページをご覧ください。

募集

創業スキル養成講座(実践編)の受講者を募集します

事業プランをお持ちの方へ、税理士や金融機関職員等が講師となり、具体的な創業を実現するためのスキル向上を目指す講座への参加者を募集しています。定員は15名、参加無料。本講座(全5回)を全て受講できる方が対象です。

【期 日】全5回シリーズで実施します。時間は全て18:30～20:30まで。

①11月1日(火) ②11月8日(火) ③11月15日(火) ④11月22日(火) ⑤11月29日(火)

【支援措置】

一定の要件を満たす場合、「創業支援等事業計画」に基づき、「会社設立に係る登録免許税の軽減」や県信用保証協会による「信用保証枠の拡大」等の支援措置が受けられます。

【対 象】

事業プランをお持ちで、1年以内に鹿児島市内で創業予定であり、本講座を全て受講可能な方

※連携中枢都市圏(いちき串木野市・日置市・姶良市)に居住している方も可

【会 場】

ソーホーかごしま 会議室(鹿児島市役所みなと大通り別館6階)

【申 込】

住所、氏名、電話番号、事業名、事業プランを10月14日(金)までに市インキュベーション・マネージャー(im2-y@sp-kagoshima.com)へEメールまたはFAXにて送付

詳しくは
Check!



問い合わせ先

鹿児島市 産業創出課 産業創出係
TEL 099-216-1319

設備投資に対する税の優遇措置について

下記の地域等において、施設や工事、設備などの新增設を行う際、**一定の要件を満たす場合**、税の優遇措置が適用されます。適用されるためには、**着工前**に県や市の認定、指定等を受ける必要があります。

●要件など詳しくは、下記の問い合わせ先にお早めにご相談ください。

地域	対象業種等	主な税の優遇措置
半島振興対策実施地域【喜入地域、松元地域、郡山地域、桜島地域】	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等（コールセンター含む）	所得税、法人税の割増償却（税務申告前に要相談）、不動産取得税、事業税、固定資産税の不均一課税
過疎地域【旧桜島町】	製造業、旅館業、農林水産物等販売業	所得税、法人税の特別償却、不動産取得税、事業税、固定資産税の課税免除
地方活力向上地域【市街化区域、吉田・郡山・松元・喜入地域の一部】	本社機能（企業の調査・企画・管理等の部門、研究・研修所など）	法人税の特別償却・税額控除、不動産取得税、固定資産税の不均一課税
地域未来投資促進法に基づく促進区域【国立公園区域（桜島）の一部を除く本市全域】	電子関連、自動車関連、食品関連、健康・医療関連、航空機関連、情報通信関連、環境・エネルギー関連、観光関連	法人税の特別償却・税額控除、不動産取得税、固定資産税の課税免除
市内全域（中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定）	全業種	固定資産税の課税標準額をゼロに軽減

問い合わせ先

地域	対象業種	窓口	電話番号
半島振興対策実施地域 過疎地域	情報サービス業等	産業創出課	216-1314
	製造業（立地協定締結企業）		216-1323
	上記以外製造業	産業支援課	216-1322
	旅館業		293-2349
	農林水産物等販売業	桜島農林事務所	221-3369
		東桜島農林事務所	345-3762
		喜入農林事務所	278-5429
		松元農林事務所	298-4861
地方活力向上地域	全業種	郡山農林事務所	216-1314
地域未来投資促進法に基づく促進区域促進区域		産業創出課	216-1318
市内全域（中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定）		産業政策課（※）	216-1318

※業種によって窓口が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

売上拡大や経営改善などの経営課題解決を支援します

鹿児島県よろず支援拠点では、販路開拓やIT、デザインなどの各専門分野のコーディネーターが、中小企業・小規模事業者の経営課題の解決をお手伝いしています。相談は何度でも無料で、徹底的にサポートします。また、新しいビジネスを生み出すアイデア発想やマーケティングの仕方、SNSを活用した広報など、皆様の事業に役立つミニセミナーを毎月10回程度開催しています。まずはお気軽にお電話ください。

【受付時間】8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始を除く）

問い合わせ先

鹿児島県よろず支援拠点（公財）かごしま産業支援センター
TEL 099-219-3740 [mail] kagoyoro@yoro-zu-kagoshima.go.jp

詳しくは
Check!



鹿児島市新産業創出研究会の会員募集

「食・ヘルスケア・環境」などの成長分野における新たな産業を創出するため、「ヘルスケア産業部会」「新事業展開部会」を運営し、会員の新たなビジネス創出に向けた取り組みをサポートしています。会員は随時募集中。

【対象者】部会の趣旨に賛同いただいた方で、次のいずれかに該当する方

- ①鹿児島市内で、新たなビジネスの創出に取り組む者で、本市に本社もしくは事業所を有する法人または本市に住所を有する個人
- ②前号に掲げる者との連携を希望する法人または個人（市外の企業等）
- ③そのほか産業支援機関や関係団体

【会 費】無料

※入会方法など詳細は市ホームページをご確認ください。

問い合わせ先

鹿児島市 産業創出課 産業創出係
TEL 099-216-1319 [mail] san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp

詳しくは
Check!



募集

ワーク・ライフ・バランス推進のための無料アドバイザー派遣 ～働きやすい職場環境づくりを応援します!～

「働き方を見直し、若い人に魅力ある職場にしたい」「従業員が長く働き続けられる職場にしたい」など、ワーク・ライフ・バランスの推進に意欲のある事業所にアドバイザー（社会保険労務士など）を派遣します。お気軽にご利用ください。

【対象】ワーク・ライフ・バランスを推進するための取組を始めたい、または現在の取組を見直したいとお考えの市内の事業所（無料、先着順）

【内容】相談回数：1事業所あたり3回まで（1回あたり2時間程度）

〈具体的な相談例〉

- ・ワーク・ライフ・バランスといっても、具体的に何から始めたらいいの？
- ・使えそうな助成金や就業規則の見直し、社内研修などを実施したい
- ・従業員の仕事と育児・介護の両立を支援したい

【申込方法】所定の申込用紙に必要事項を記入の上、右記問い合わせ先まで（申込用紙は市ホームページからダウンロード可能）

問い合わせ先

鹿児島市 雇用推進課
TEL 099-216-1325

詳しくは
Check!



募集

女性のためのキャリアアップ支援セミナー

女性管理職の育成に繋がる学びと交流の場を提供します。セミナーでは先輩女性を囲み、参加者同士で普段は話せない悩みを共有することで、働くモチベーションを高め、組織を超えた女性リーダーのネットワーク形成を支援します。女性社員の研鑽にもオススメです。

【内容】第1部 セミナー 演題 やってみたいとわからない「なんでもチャレンジ」しよう!

～ありがとう! が言える仕事の取り組み～

講師 矢部 久美子氏(株式会社山形屋 婦人服呉服統括部 営業推進担当部長)

第2部 “自分らしいリーダーシップを探る”～グループワーク～

【対象】鹿児島市内に在住or在勤する女性管理職、キャリアアップを目指す女性

【開催日時】令和4年11月12日(土) 10時～13時(9時30分開場)

【会場】サンエールかごしま 5階

多目的フロア

問い合わせ先

南日本リビング新聞社

TEL 099-222-7290

鹿児島市 男女共同参画推進課

TEL 099-813-0852

支援

「リワーク支援」をご存じですか?うつ病等で休職されている方の復職を支援します!

リワーク支援では、ご本人の復職に向けた準備を支援するとともに、受け入れる企業の方への支援を行っています。対象は雇用保険適用事業所の社員で、相談・支援は無料です。

スムーズに職場復帰することを目指したウォーミングアップを提供します。企業のご担当者や主治医の先生とも相談しながら取り組みを進めていきます(標準的な支援期間は3ヶ月程度)。

【リワークの内容】・生活リズムの構築 ・ストレスへの対処法 ・再発防止策の検討 ・本人⇄会社との調整

問い合わせ先

鹿児島障害者職業センター

TEL 099-257-9240 FAX 099-257-9281

支援

企業の成長発展を人材面でサポート!副業人材活用もお勧め!

「鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点」(プロ人拠点)では、県内企業の経営課題の解決、成長発展に必要な「プロ人材」とのマッチングをサポート。県内企業が新たな戦略やプロジェクト、業務見直し等に取り組むために必要な専門知識やスキル、経験等を持った「プロ人材の採用」をお手伝いしています。副業・兼業を含めプロ人材の採用を検討している企業の皆様のご相談をプロ人拠点スタッフが電話や訪問によりお受けします。ご相談をお待ちしています。

問い合わせ先

(公財)かごしま産業支援センター 鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点
TEL 099-219-9277 (mail) projinzai@kisc.or.jp

鹿児島市トライアル雇用支援金をご活用ください

国のトライアル雇用助成金支給決定後も引き続き対象労働者を雇用している、鹿児島市内に事業所を有する事業主に対し、トライアル雇用支援金を支給します。

【対象者】市内に事業所を有し、対象労働者をトライアル雇用として雇い入れ、令和4年4月1日以降に国の「トライアル雇用助成金（一般トライアルコース、新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース・新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースのいずれか）」の支給決定を受けた事業主

ただし、次の要件を全て満たしていることが必要

- ① 納期の到来している市税を完納していること
- ② 申請日において引き続き対象労働者を雇用していること

【対象労働者】市内に住所を有し（住民登録があること）、国のトライアル雇用助成金の支給対象労働者として市内に事業所を有する事業主に雇用された者

【支給金額】対象労働者1人につき、国のトライアル雇用助成金支給決定金額の2分の1

問い合わせ先

鹿児島市 雇用推進課
TEL 099-216-1325

詳しくは
Check!



鹿児島市クラウドファンディング活用支援補助金をご活用ください

鹿児島市の産業振興を図るため、起業や新製品・新サービスの開発に取り組む市内の起業家や中小企業等が、テストマーケティングや資金調達のためクラウドファンディングを活用する際に必要とする経費の一部を助成します。

対象事業	クラウドファンディングで資金調達し、以下のいずれかの事業を行うもの ● 起業して行う事業 ● 新商品または新サービスの企画、開発を行う事業 ● 新たな事業分野への展開を行う事業
対象経費	● クラウドファンディング運営事業者に支払う初期費用及び利用手数料 ● クラウドファンディング募集に係るウェブサイトの制作委託費用 ● 補助事業の宣伝のために使用する文章、写真及び動画等の制作委託費用 ● 補助事業の広告費 ● その他市長が必要と認める費用
補助額	補助額：上限10万円 補助率：原則補助対象経費の2分の1以内 ただし、補助事業が次のいずれかに該当すると認められる場合は、補助対象経費の金額の3分の2以内とします。 ● 大学、短期大学、高等専門学校、公設試験研究機関、独立行政法人又は国立研究開発法人のいずれかと連携した取り組み ● 鹿児島市新産業創出研究会部会が他の部会員と連携した取り組み

詳しくは
Check!



問い合わせ先

鹿児島市 産業創出課 産業創出係
TEL 099-216-1319 (mail) san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp

人材開発支援助成金～企業の従業員教育をサポートします～

人材開発支援助成金とは

事業主が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識や技能の習得をさせるための訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

- ① 特定訓練コース・一般訓練コース…正社員に対し、労働生産性の向上に資する訓練や職務に関連した知識、技能を習得させる訓練を実施した場合に賃金や訓練経費の一部を助成
- ② 特別育成訓練コース（有期実習型・一般型）…有期契約労働者等に対し、正社員等に転換または処遇を改善することを目指すために訓練を実施した場合に賃金や訓練経費の一部を助成
- ③ 教育訓練休暇等付与コース…労働者が自発的に教育訓練を受講するために、有給の教育訓練休暇制度を導入した場合に助成

● 令和4年度より、eラーニングや通信制による訓練も新たに助成対象となりました。

令和4年4月より「人への投資促進コース」を新設

令和4年4月より、企業におけるデジタル人材の育成や学び直しへの支援等、人への投資を抜本的に強化するため、新たに「人への投資促進コース」が創設されました。「人への投資促進コース」には以下の支援メニューがあります。

【定額制訓練（サブスクリプション型の研修サービス）に対する助成】	様々なコンテンツの中から従業員一人ひとりにあった訓練を定額制サービスにより受講させた場合、経費の45%を助成
【労働者が自発的に行う訓練への事業主の支援に対する助成】	● 労働者が働きながら自発的に訓練を受講するため、長期休暇制度や短時間勤務等制度を導入した場合、制度導入助成20万円+賃金助成6000円/日を助成（※賃金助成は有給の長期教育訓練休暇制度の場合のみ） ● 労働者が自発的に受講した職業訓練費用を負担した場合、経費の30%を助成
【デジタル人材・高度人材の育成に対する助成】	● IT分野未経験者の即戦力化のために、OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練を受講させた場合、経費の60%+賃金助成760円/時間+OJT実施助成20万円を助成 ● 高度デジタル人材の育成、海外を含む大学院での高度な訓練を受講させた場合、経費の75%+賃金助成960円/時間を助成

問い合わせ先

鹿児島労働局 職業対策課
TEL 099-219-5101

詳しくは
Check!



※企業規模によって助成率が異なる場合があります。上記は中小企業を対象とした場合の助成率です。

小規模事業者ICT導入促進支援事業補助金

鹿児島市では、小規模事業者のICTを活用した生産性向上の取組を促進するため、専門家の派遣やICTツールの導入に対し助成いたします。詳細は市ホームページでご確認ください。

【支援対象者】鹿児島市内に主たる事務所を有する小規模事業者

【補助対象事業】

- ・専用ソフトウェア導入による事務効率化（勤怠管理、給与計算、在庫管理など）
- ・キャッシュレス決済やPOSレジ導入による事務効率化
- ・自動化・管理ツール導入による事務効率化 など
- ※ECサイトなどの販路拡大は対象外

【申込期限】令和4年11月30日(水)

詳しくは
Check!



問い合わせ先

鹿児島市 産業支援課 商業サービス業係

(TEL) 099-216-1322 (FAX) 099-216-1303 (mail) san-syogyo@city.kagoshima.lg.jp

元気の出る中小企業支援事業補助金を活用しませんか

商店街や中小企業者で組織する団体等の自主的な研修会の開催や、中小企業者の中小企業大学校人吉校の研修受講に対し助成いたします。

(1)研修会の開催

【対象者】・事業協同組合、商店街振興組合などの法人組織

- ・産業振興や街づくりの目的を持って自主的に活動している鹿児島市内の事業者の会員数15人以上のグループで会則及び会員名簿を備えているもの（※法人を除く）

【補助対象事業】・生産力の向上、取引力の強化、ICT活用など団体の構成員の事業活動に関するテーマ

- ・商店街の活性化、地域の賑わい創出など街づくりに関するテーマなど

【補助対象経費】講師謝金、講師旅費、研修会場の使用料

(2)研修の受講

【対象者】中小企業者

【補助対象事業】中小企業大学校人吉校で開催される研修

【補助対象経費】受講料

詳しくは
Check!



問い合わせ先

鹿児島市 産業支援課 商業サービス業係

(TEL) 099-216-1322 (FAX) 099-216-1303 (mail) san-syogyo@city.kagoshima.lg.jp

適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入にかかる費用を助成します

鹿児島市では、令和5年10月1日から開始する適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入に係る費用の支援や研修会等に係る費用を助成します。

●小規模事業者ICT導入促進支援事業

小規模事業者のICTを活用した生産性向上の取組を支援。ハード面・ソフト面におけるインボイス導入に係る費用も助成の対象になる場合があります。

●元気の出る中小企業支援事業

商店街や商工業の事業協同組合が、経営に必要な技術・知識等を習得するために開催する研修会等に要する経費を助成。インボイス制度をテーマとした研修会を開催する場合の講師謝金、旅費等も助成の対象になる場合があります。

問い合わせ先

〈軽減税率制度、インボイス制度に関する相談〉

消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

(TEL) 0120-205-553

〈小規模事業者ICT導入促進支援事業・元気の出る中小企業支援事業に関すること〉

鹿児島市 産業支援課 商業サービス業係

(TEL) 099-216-1322

増設・新設をご検討中の事業主様へ 鹿児島市企業立地促進補助金をご活用ください

鹿児島市と立地協定を締結し、新規雇用者などの交付要件を満たした企業に対して、補助金を交付いたします。詳細は市ホームページをご覧ください。市産業創出課までお問い合わせください。

対象業種等	要 件	補助限度額
1 製造業	新規雇用者が11人以上[市内企業は6人以上(中小企業の場合は3人以上)*]	6,000万円
	新規雇用者が30人以上で設備投資額が10億円以上	6億円
2 情報通信関係／ デザイン・コンテンツ業／ 研究開発施設	新規雇用者が6人以上(デザイン・コンテンツ業は3人以上)	6,000万円
	新規雇用者が30人以上で設備投資額が10億円以上	3億円
	鹿児島県内初進出の場合、新規雇用者が5人以上(デザイン・コンテンツ業は3人以上)	6,000万円
3 コールセンター／ 事務処理センター	新規雇用者が30人以上	3億円
4 本社機能(業種は問わない) (企業の調査・企画・管理等の部門、研 究所、研修所など)	新規雇用者が10人以上(中小企業は5人以上)	3億円

※市内製造業特例適用の場合は、設備投資額1億円以上が要件となります。

【1～4】の共通要項

原則として、事業用の新たな用地等を取得または賃借した後3年以内に操業を開始すること。

市との立地協定を締結し、協定に定める事項を履行すること。

新規雇用者の人数要件はかごしま連携中枢都市圏構成市(鹿児島市、いちき串木野市、日置市、姶良市)の市民が対象(ただし、半数以上が鹿児島市民であること)

詳しくは
Check!



問い合わせ先

鹿児島市 産業創出課 企業立地係
TEL 099-216-1314

鹿児島市中小企業融資制度 ～事業資金の調達にお役立てください～

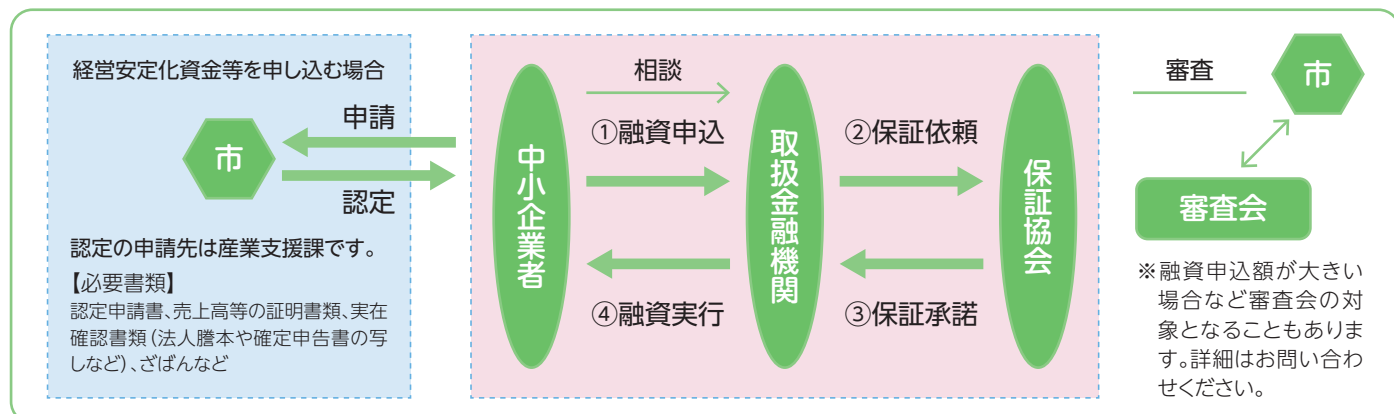
鹿児島市では、市内に住所と事業所を有し、6月以上(資金によっては1年以上)継続して事業を営んでいる個人・法人の中小企業者に対して、事業資金の融資制度を設けています。(ただし、創業支援資金は事業実績のない方や事業実績が6月未満の方が対象。街なかリノベーション推進資金は事業実績を問いません。)

また、融資を受ける際の信用保証料の一部または全部を市が補助します。

新型コロナウイルス感染症関連融資に対する支援策として、経営安定化資金(セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、経済環境変化等)が利用できます。

新型コロナウイルス感染症関連融資を利用するためには本市の認定が必要となります。

申込みから融資まで



問い合わせ先

鹿児島市 産業支援課 金融係
TEL 099-216-1324



かごしま市しごと情報ナビのご案内

労働局やハローワーク、県や関係機関などを含めた市内の仕事に関する情報について、仕事探しやスキルアップ、人材確保など、求職者や事業者の目的別に案内しています。ぜひご活用ください。

しごと情報ナビ

検索

詳しくは
Check!



働くみんなに 退職金効果!

中退共は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

安心 国の退職金制度
掛金の一部を
国が助成します。

有利 掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単 外部積立型だから
管理もラクラク
転職先でも引き継げる
「通算制度」があります。

●パートタイマーさんや家族従業員もご加入いただけます。 ●他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済

中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で**最高8,000万円**まで貸付け
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は**無担保・無保証人**
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上**損金（法人）または必要経費（個人事業）**に
掛金月額額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

取引先の
倒産から会社を守る
制度です!

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問を
チャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホーム
ページからご確認ください。

加入・掛金のご質問は
こちらをクリック
すると開いてくれる
チャットで質問可能です
経営セーフティ共済



経営セーフティ共済

検索

TEL 050-5541-7171（共済相談室）

Be a Great Small,
中小機構

■発行／鹿児島市産業局 産業振興部 雇用推進課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号（みなと大通り別館5階） TEL 099-216-1325 FAX 099-216-1303
「かごしま市中小企業のひろば」は、市ホームページでもご覧いただけます。 <http://www.city.kagoshima.lg.jp>

■制作／斯文堂株式会社